

## 南幌町安全安心見守りネットワーク事業に関する協定書（案）

南幌町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が実施する安全安心見守りネットワーク事業への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、民間事業者等の日常の事業活動を通して、町内の高齢者、障害者及び子供などの見守りを必要とする者（以下「見守り対象者」という。）に異変がないか見守り、緊急時における連絡体制等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この協定において「南幌町安全安心見守りネットワーク事業」とは、見守り対象者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、町と民間事業所等が連携して地域における支え合う体制を構築する事業をいう。

（通報）

**第3条** 乙は、町内において業務中に、見守り対象者に関し異変に気付いたときは、速やかにその内容を甲に通報するものとする。

2 前項の場合において、緊急を要すると判断した場合にあっては応急的な対策を講じるとともに、必要に応じて警察又は消防に通報するものとする。

（通報の方法等の通知）

**第4条** 甲は、前条第1項に規定する通報の方法等については、書面により通知するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

（措置）

**第5条** 甲は、前条の規定による通報があったときは、直ちに安否確認を行い、異変の事実を確認した場合は、関係機関等と調整し、その解消に努めるものとする。

（秘密保持の義務）

**第6条** 乙は、本協定の運用に当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の業のために使用してはならない。なお、この協定に基づく事業の協力が終了した後も同様とする。

（協定の期間）

**第7条** この協定の期間は、協定締結の日からその効力を発し、甲又は乙がその相手方に対し書面をもって終了の意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の協議）

**第8条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 空知郡南幌町栄町3丁目2番1号  
南幌町長 三好富士夫

乙